

第十六回国 参議院運輸委員会會議録第九号

昭和二十八年七月十日(金曜日)午後一時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 前田 穰君

理事 入交 太藏君 重盛 壽治君

委員 植竹 春彦君 岡田 信次君 仁田 竹一君 一松 政二君 森田 義衛君

政府委員

運輸省海運局長 國安 誠一君 海運調整部長 細田 吉藏君 運輸省鉄道監督局長 田倉 八郎君 事務局側 常任委員 古谷 善亮君 会専門員 田倉 八郎君 会専門員

本日の會議に付した事件

○海事代理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(前田穰君) これより運輸委員会を開会いたします。

本日は臨時船舶建造調整法案につきまして、三井船舶株式会社社長一井保造君、日鉄汽船株式会社社長渡邊一良君、石川島重工業株式会社社長土光敏夫君、笠戸ドック株式会社社長波多野

義男君よりそれ〴〵御意見を伺いたいと存じますが、審査の便宜のため速記を付さずに懇談的に伺うことにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田穰君) 御異議ないと認めます。それでは速記をとめて。午後一時四十一分速記中止

午後四時五分速記開始

○委員長(前田穰君) 速記を始めて。次に、海事代理士法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引続き、御質疑のおありの方は順次御質疑を願います。

○岡田信次君 私、前回この問題で、この海事代理士に類似の司法書士であるとか、或いは行政書士であるとか税理士と申しますか、そういう方面のこの関係のあれはどうなつておるかという事をお尋ねしたのでありますが、その返事を聞いておられない。これを一つ伺いたいことと、それから、この年に一回試験をするのですが、従来の実績は大體どれくらい受けて、どれくらい合格するか、御答弁を願いたい。

○政府委員(國安誠一君) 甚だ申訳ないのですが、今ちよつと資料をおいて参りましたが、調べてすぐお答えいたしません。

○岡田信次君 私のほうから、それじや言いますから、一つ海運調整部長、聞いて下さいよ。この前お尋ねしたのでありますが、まだ資料ができていないよう

ですが、私が専門員に調べさせたところによりますと、この海事代理士法と類似の行政書士法であるとか、或いは税理士法等を調べますと、現行の海事代理士法よりもつと簡単な規定になつておる。今度の改正は、更に非常に複雑になる、こういう複雑な規定が、特に海事代理士についてのみどうして要るのか、その点をお聞かせ願いたいのであります。従つて、さつきの第二段の質問ですが、大體それでは何人試験を受けて、何人合格しているのか。

○政府委員(國安誠一君) 只今の御質問の中の受験者の数と合格者の数でございますが、これは只今資料を見てすぐお答えいたしません。

それから関係といひますか、関連いたしましたら〴〵〴〵な法律に基く司法書士その他税理士といつたようなものとの関連でございますが、只今仰せになつたような、特に海事代理士に関する規定が複雑であると言われました点、我々必ずしもそうは思つておられないのであります。例えばどの様な点が特に複雑であるという御質問を、もう少し具体的に御質問を承わりたいと思ひます。

○岡田信次君 どうも私は、政府委員の答弁は甚だ不満なんです。この前のときに海事代理士法の一部を改正する法律案で、特に「海事代理士の業務について広い経験を有する者を選定する場合において、海事代理士の共通の利益の増進を目的とする団体又は海事代理士に第一条の事務を委託する」云々

というのがありますが、これが非常に煩雜、複雑である、且つ無用であるからというところをお尋ねしたのであります。そのために関連の法規のお調べを願いたいということにつきましても何ら具体的なお調べはないし、又受験者の数その他についても即答ができません。以上私は進めたくないと申します。

○政府委員(國安誠一君) 只今の複雑な点が、学識経験者を選定する場合に、意見を徴する団体の問題でございます。その点は明らかにはこの関連法律には規定がないのであります。この海事代理士法だけ特にこの旨を規定いたしております。

○岡田信次君 そこで何が故に海事代理士のみについて、かかる煩雜な規定に特に改正しなければならぬのか。

○政府委員(國安誠一君) その点は先般も申し上げましたが、この海事代理士の団体が、実はまだ生れてから日が浅いために、団体としてまだ健全な発達をいたしておられない。これから健全な団体として育てて行きたいという点から、特にこの海事代理士側の要望を容れまして、こういうことを法律の上にも一応明記して置くという気持ちから、特にこの点は今度の改正法律の中に取上げた次第でございます。

○岡田信次君 そこで、第二段として、それでは大體現在海事代理士は何人いるのか、司法書士は何人いるのか、行政書士は何人いるのか、これら

の受験者の数、合格者の数その他について、次回までにお調べを願います。

○政府委員(國安誠一君) その点は調べて御答弁申し上げます。

○岡田信次君 本日は私は甚だ資料その他不満ですから、これ以上の質問は打ち切ります。

○委員長(前田穰君) 他に御質疑のかたはありませんか。それでは他に御質疑のかたも差当りないようであり

ますから、本日はこの程度でこの問題につきましては一応とどめることにいたします。それでは本委員会はこれで散会いたします。

午後四時十五分散会

七月九日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方鉄道軌道整備法案(衆) (予備審査のための付託は六月二十七日)

七月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(衆) 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案 日本国有鉄道法の一部を改正する法律 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第三項中「町村の議会の議員である者を除く。」を「市(特別区を含む)町村の議会の議員である者を除く。」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年七月二十九日印刷

昭和二十八年七月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局